

総務大臣 麻生太郎 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第292号の答申

経済産業省企業活動基本調査の改正について

経済産業省は、経済産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査）について、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、企業活動の把握の充実に資するため、平成16年調査から、経済産業省所管のサービス業のうち、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種に属する事業所を有する企業について、新たに調査対象に含めて実施すること等を計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 対象業種の拡大

対象業種については、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、平成16年調査から、日本標準産業分類に掲げる大分類Qーサービス業（他に分類されないもの）のうち、経済産業省の所管業種であるデザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業を新たに調査対象に含めて調査する計画である。

これについては、サービス業を営む企業活動の実態把握の充実が図られるとともに、十分な結果精度の確保が期待できることから、適当である。

なお、今回対象外とした業種についても、今後の企業活動の動向を踏まえて、対象業種に含めることを検討する必要がある。

(2) 調査事項等の見直し

ア 平成13年に商法の改正を受けて、親子関係に関しては、「発行済株式総数」から「総株主の議決権」を基準とするものに変更されたことに伴い、調査事項の「出資比率」を「議決権所有割合」に変更する計画である。

これについては、商法の改正に合わせたものであることから、適当である。

また、商法上のみなし子会社については、企業の親子関係を把握するため、「子会社」として含めて調査することが適当である。

イ 平成14年に商法施行規則が施行され、貸借対照表の「資本の部」の区分方法が変更となったことに伴い、調査事項の資本の内訳を「資本金」、「法定準備金」

及び「剰余金（△欠損金）」から、「資本金」、「資本準備金・利益準備金」及び「剰余金（△欠損金）」に変更する計画である。

これについては、「資本の部」の区分方法の変更に合わせ、基本的な事項である「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」を資本の区分として把握することとし、「自己株式」や「新株式払込金（新株式申込証拠金）」等については、「その他」として把握することが適当である。

ウ 調査項目の「資産」については、固定資産の内訳を的確に把握するために「無形固定資産」の欄を新たに設ける必要がある。

エ 調査事項のうち、「業務の外部委託（アウトソーシング）の状況」を毎年調査する事項から3年ごとに調査する事項へ変更するとともに、「パーソナルコンピュータ（手のひらサイズの携帯用端末機、ワープロ専用機を除く）の保有台数」を削除する計画である。

これについては、企業における業務の外部委託（アウトソーシング）の傾向の把握は、3年ごとの調査でも十分であること、また、近年の情報化の進展は情報機器の導入から情報機器の高度利用へと変化していることを受けて、調査内容を情報機器の利用や投資に関するものに特化したものであり、適当である。

オ 調査項目の「経営組織の形態」のうち、「持株会社」については、報告者が的確に回答できるよう用語の定義を明確にし、記入の手引等に記載する必要がある。

2 今後の課題

(1) 法人企業統計調査の調査結果の活用について

企業の財務内容に関する調査事項については、平成17年調査から法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）の調査結果を活用することにより、報告者負担の軽減を図ることとし、そのために法人企業統計調査の調査結果データの入力に係るシステムを開発する必要がある。

(2) 企業の活動状況等の的確な把握・分析について

サービス業を中心とした調査対象業種の拡大に伴い、サービス業を営む企業等の活動状況について、適切な把握の仕方を更に検討する必要がある。

また、調査結果についてのパネルデータ化を一層推進し、企業活動の多角化等について、時点間の変化を踏まえた分析を積極的に行う必要がある。

(3) 日本標準産業分類の改定に伴う既存業種の結果表章について

調査対象業種である日本標準産業分類に掲げる大分類H－情報通信業の中分類40－インターネット附随サービス業については、平成14年3月に日本標準産業分類の改定により新設されたものであることから、今後、分類概念に整合した結果表章に向けた検討を行う必要がある。